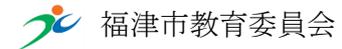


# 福津市立小・中学校

## 学校の教育活動の再開に向けたガイドライン

令和2年5月15日



本県における新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態が解除されたことを踏まえ、本市では、5月18日（月）以降、いわゆる「分散登校」の形式による教育活動を段階的に再開することとしました。

ついては、その際の留意事項等を盛り込んだガイドラインを学校医に相談し、作成しましたので、各学校において本ガイドラインを基に、教育活動の再開に取り組んでいただきますようお願いいたします。

### 【緊急事態宣言解除後の段階的な学校の教育活動再開のスケジュール】

5月18日（月）～22日（金）	臨時休業期間とし、学校規模に応じ登校日や日数等を決めて実施
5月25日（月）～29日（金）	学校再開（学校規模に応じ登校日や日数等を決めて実施）※給食なし
6月1日（月）～	通常登校（給食あり）

## 1 登校日の設定（5月18日以降）に係る留意点

- (1) 5月18日～22日までは、引き続き、臨時休業期間とするため、授業日数として取り扱わない。また、欠席しても欠席扱いとはしないこと
- (2) 分散登校を実施するに当たっては、別紙「《福津市版》段階的な教育活動の再開に向けたロードマップ」を参照し、校種及び学校規模に応じて設定すること
- (4) 児童生徒等の健康状態について、別添①「登校日前における児童生徒等の健康状態確認チェックリスト」を用い、各学校で設定する登校日の前までに、電話等を通じ、本人又は保護者に確認すること
- (5) 感染症対策について、学校医及び学校薬剤師等に相談し、環境衛生を良好に保つ取組についてアドバイスをもらうとともに、別添②「感染者が出た場合の対応」を用いて協議するなど、保健管理体制を整えること
- (6) 分散登校を行う際は、進路指導の必要な小学6年生・中学3年生の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を再開できるよう配慮するとともに、教師による対面での学習支援が特に求められる小学1年生の児童にも配慮すること  
※ 小学1年、中学1年の児童生徒が、徐々に環境の変化や学習スタイルの変化に適應できるよう配慮すること（いわゆる小1プロブレム、中一ギャップ防止）
- (7) 登下校中の安全を見守る取組を充実し、防犯や交通安全に努めること
- (8) 登校しなかった児童生徒に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行う等、不利益に取り扱われることがないよう配慮すること

## 2 教育活動再開に向けた留意点

### (1) 基本的な感染症対策の徹底について

段階的な教育活動の再開にあたり、以下に示す基本的な感染症対策を徹底した上で、3つの密を避けるように工夫し、学校において児童生徒が学ぶことができる環境を作っていくことにより、すべての児童生徒が教育を受けることができるようにしていくことが重要です。

#### 〈健康状態の把握〉

- 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪の症状の確認を徹底するとともに、風邪の症状や目安として、37.0度を超える発熱、だるさや息苦しさがある場合は、登校させず、自宅で休養するよう指導する。また、同居の家族にも、検温や体調の確認に取り組んでいただき、何か変わったことがあれば、学校にも伝えていただくよう依頼する。
- ※ 「健康観察シート（別添③参照）」を配布（各学校で作成しているもので可）し、登校日において記入・提出を求めるなど、児童生徒等の健康状態の確認を行う。
- 家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、保健室や職員室等に来室するよう指導し、検温及び健康観察等を行う。その際、風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡の上、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させる。（指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録）
- 特に、小学校低学年の児童等については、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。

#### 〈手洗いの徹底〉

- ① 学校での登校時、② 給食の前後、③ 外から教室に入る前、④ トイレの後、⑤ 多くの児童生徒が触れる共用の教材・教具、情報機器等を触る前後といった機会でもまめな手洗いを徹底する。
- ※ 基本的に流水と石鹸で手洗いをを行う。
- ※ 石けんやアルコール消毒液に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりする場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行う。
- ※ 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。
- ※ 手指用のアルコール消毒液を児童生徒に持参を求めるのは適当ではない。

### 〈消毒の徹底〉

教室やトイレなど，児童生徒等が利用する場所のうち，特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ，手すり，スイッチなど）は，1日1回以上消毒液<sup>※1</sup>を使用して清掃し，消毒後は，水拭きでしっかりと拭き取る。

※1 次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）を使用することが望ましい。

### 〈換気の徹底〉

○ 換気は，気候上可能な限り常時，2方向の窓を同時に開けて行う。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが，換気の種類は天気や教室の位置によって異なるため，必要に応じて学校薬剤師と相談する。

※ 空調使用時においても換気は必要であることに留意する。

※ 空調使用時の換気の見当は，小学校低・中学年授業時間45分 換気数2.2回  
小学校高学年・中学生 45分・50分授業 換気数3.5回 【学校環境衛生基準による】

○ 休み時間毎に2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く開けて換気を行う。

○ 窓のない部屋では，常時，入口を開けておいたり，換気扇を用いたりして換気するとともに体育館のような広く天井の高い部屋でも，換気に努める。

### 〈マスクの着用〉

○ 児童生徒及び教職員は，マスクを着用する。

○ 咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う，マスクの着用など）を徹底するよう指導する。なお，教室等において，児童生徒等の間に十分な座席の距離が取りにくく，近距離での会話や発声が必要となることが想定されるため，適切に換気を実施した上で，マスクの着用を徹底する。（大声での発声は控える）

※ 座席の配置の工夫としては，当面の間，児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2メートル），対面とならないような形とする。

○ 給食当番など配食を行う児童生徒には，マスクの着用を指導する。

### 〈その他〉

○ 日常的に抵抗力を高めるよう，十分な睡眠，適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

○ 児童生徒が体温の調節ができるよう，衣服の調整について指導する。

これらのことを学校と家庭が連携し，日常的に取り組んでいくことは，児童生徒一人ひとりの「行動変容」を促し，感染症防止に対する危機管理意識を高めることにもつながります。

## (2) 教科等の学習指導について

- ① 各教科等に関する指導については、以下に示す活動を含め、感染症防止の観点からリスクの高い学習活動を行わないなどの感染症防止策をとる。

- ・音楽科：狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・家庭科：調理などの実習
- ・体育科：児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・その他：児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習

学校再開後、上記の教育活動の実施にあたっては、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じ、教科等の目標が達成できるよう工夫することが望まれます。

- ② 教科等の指導においては、学習指導要領に示す内容の指導に加えて、以下の内容を児童生徒の発達段階に応じて、必ず指導する。

### ㊦ 新型コロナウイルスに対する正しい知識について（体育・保健体育等）

児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けるとともに、これらの感染症対策について、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等※を活用し、発達段階に応じた指導を行う。

※[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm)

### ㊧ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について（道徳、特別活動等）

- ・感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではないことに留意する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を基に、発達段階に応じた指導を行い、偏見や差別が生じないように十分配慮する。

- ③ 以下に示す感染リスクが生じる教科等の指導においては、例を参考に、学習指導上の工夫を行い、感染防止に努めるものとする。

教科等	留意する学習活動等	対応例
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 児童生徒相互の協働や対話</li> <li>・音読やスピーチ活動〈国語〉</li> <li>・ディベートや模擬裁判〈社会〉</li> <li>・説明し伝え合う活動〈算数〉</li> <li>・友達との交流〈生活〉</li> <li>・話すこと（発表、やりとり）〈外国語〉</li> <li>・学級活動における話し合い活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・咳エチケットの徹底、換気、マスクの着用</li> <li>・プリントやICT機器の活用等飛沫に配慮した発言方法を工夫</li> </ul>

<p>全 般</p>	<p>◆地域の人々との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設の利用 〈生活〉</li> </ul> <p>◆教具等の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国語辞典 〈国語〉</li> <li>・ 地球儀 〈社会〉</li> <li>・ 実験器具 〈理科〉</li> <li>・ ボール等の用具 〈体育〉</li> <li>・ リコーダー等の楽器 〈音楽〉</li> </ul> <p>◆座席の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校図書館や空き教室の利用 〈国語等〉</li> </ul> <p>◆特別教室（理科室，家庭科等）の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話やFAX，オンラインでの交流，対象となる施設や人の限定等を検討</li> <li>・ 複数の児童生徒が共用する教具等は，消毒液を使用して清掃</li> <li>・ 使用后，手を消毒したり，手洗いしたりする時間の確保</li> <li>・ 可能な限り一人一つの教具等を準備</li> <li>・ 距離をとって机を配置する等，児童生徒の間隔の十分な確保</li> <li>・ 実験，実習後，児童生徒の間隔を十分に確保できる教室に移動する等，学習形態を工夫</li> </ul>
<p>社 会</p>	<p>◆「身近な地域」等でのフィールドワークや聞き取り調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少人数グループで行い，場所や時間を集中させないよう配慮</li> </ul>
<p>音 楽</p>	<p>◆歌唱・器楽（リコーダーやハモニカ等の吹奏楽器等）の表現活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歌唱・器楽を他の領域・分野と指導の順序の入れ替え</li> <li>・ 屋外での活動なども検討</li> <li>・ 表現活動の個別評価を録画・録音等で実施</li> </ul>
<p>体 育 保健体育</p>	<p>◆実技を伴う授業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 密集せず距離を取って行うことができる運動の実施</li> <li>・ 指導順序の入れ替え</li> <li>・ 授業開始時の準備運動の徹底</li> <li>・ 可能な限り屋外で授業を実施</li> <li>・ 集合・整列する場面の回避</li> <li>・ 用具の使用の際の消毒及び使用後の手洗いの実施</li> </ul> <div data-bbox="451 1765 1326 2011" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>令和2年度の水泳運動等については，感染防止の観点と心臓検診等の健康診断の実施が遅れていることから，今年度の実施を見合わせる。</u> ただし，水泳の事故防止に関する<u>心得については，必ず取り上げて指導すること</u></li> </ul> </div>

家 庭	◆実習等の指導内容	・ 調理等の実習の指導時期を変更
外国語活動 外国語	◆英文音読活動 ◆話すことの活動	・ 少人数に分割して実施 ・ 発表者は別教室からビデオカメラを通して発表を行ったり、予めVTRで撮影し、タブレット等で視聴したりして実施
特別活動	◆クラブ活動（小学校）の実施	・ 運動不足となっている児童もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避ける等児童の怪我防止には十分配慮

### (3) 心のケア等について（生徒指導，教育相談）

- 学校再開後についても、児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられることから、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応する。
- 学校においては、「ストレスチェック」や「いじめアンケート」等を実施し、児童生徒の不安や悩みの把握に努め、必要に応じて面談等を実施するとともに、その状況等について保護者に報告する。

### (4) 給食の実施について

- 給食は、給食指導を徹底した上で、6月1日（月）より開始する。
- 給食を提供する際には、手洗いを徹底する。
- 給食当番など配食を行う児童生徒には、マスクの着用を指導する。
- 配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるように、学校栄養士との協議を踏まえ、献立を工夫することも考えられる。
- 給食を実施するに当たっては、食べる際に机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。

### (5) 登下校について

- 校門や玄関口等での密集が起こらないよう時間帯を分散させることや、安全の観点から 集団登下校を行う場合には密集とならないよう指導する。
- 登下校中の安全を見守る取組を充実し、防犯や交通安全に努める。  
例えば、登下校中の見守りについて、PTA や地域の見守り隊に協力を要請することも考えられる。

### 3 教育課程実施における留意点

#### (1) 教育課程の編成・実施について

- ① 緊急事態宣言の解除後の本格的な学校再開に向けては、学校教育法施行規則第51条及び別表第1に定める小学校の授業時間の標準並びに同規則第73条及び別表第2に定める中学校の授業時間の標準を踏まえた授業時間の確保が課題になると考えられます。

そこで、以下の点を踏まえ、教育課程を編成・実施することが重要です。

- ㊦ 児童生徒の知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育むことを基本に、カリキュラム・マネジメントの視点から、教科横断的に学習内容を組み立てたり、内容の重点化及び精選・統合を図ったりすること、合科的・関連的な指導を工夫する。
- ① 時間割の弾力的な編成、学校行事の精選、夏季休業期間の短縮<sup>※3</sup>、土曜日に授業を行う<sup>※4</sup>ことなどを検討し、年間指導計画を適切に見直す。

その際、児童生徒や教職員の負担が過重とならないように配慮する<sup>※5</sup>よう努める。

※3 令和2年度の夏季休業期間

**小学校：8月5日（水）～8月18日（火）**

**中学校：8月8日（土）～8月18日（火）**

※4 土曜日授業の実施に当たっては、学校の一部を休業とする場合、高学年の児童生徒を優先させて登校させ、その他の児童生徒は休業とすることが考えられる。

※5 週休日である土曜日に登校日を設ける場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、適切に振替を行うよう配慮する。

- ㊦ 上記の工夫は、形式的に授業時数を確保するという考え方ではなく、授業の質的改善を図りながら、教育課程を適切に実施し、指導するために必要な時間を実質的に確保するという視点が重要です。

※ 学校教育法施行規則第51条及び別表第1、同規則第73条及び別表第2に定めている授業時数が標準授業時数と規定されているのは、（中略）学習指導要領に示す標準の授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により、当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第51条及び別表第1、同規則第73条及び別表第2に反するものとはしないといった趣旨を制度上明確したものである。【学習指導要領総則より抜粋】

- ② 登校再開後には、学校において、しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じること、特に学習内容の定着が不十分な児童生徒に対しては、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じる。

- ③ 臨時休業の長期化に伴い、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、学校が課した家庭学習が以下の要件を満たしており、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないことができる。

なお、この措置において、家庭学習を授業そのものと認めるものではないため、その学習時間を授業時数としてカウントすることはできないこととする。

**<要件>**

- 教科等の指導計画に照らして適切に位置付けられるものであること
- 教師が家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること
- 児童生徒に十分な学習内容の定着がみられること

- ④ 「総合的な学習の時間」については、臨時休業中に実施できなかった時数を教育活動再開後あらためて実施する必要はないこととし、教育活動再開後の時数で、目標が達成されるよう工夫して実施する。

## (2) 前学年（令和元年度）未指導の内容の取り扱いについて

前学年の未指導の内容については、必要に応じて、令和2年度に教育課程内で補充のための授業として授業を行うこと。その場合において、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要はなく、各学校において弾力的に対処する<sup>\*6</sup>。

※6 限られた時間を効果的に使って必要な措置を講じるための工夫として、

- 令和2年度の教育課程内において、令和元年度の未指導事項と同じ系統性の内容を指導する際に扱う。
- 児童生徒の学習状況を踏まえ、教育課程に位置付けない補習を必要に応じて実施する。
- 家庭との連携を図りながら学校において適切な家庭学習を課し、学校において児童生徒の学習状況を把握した上で、学習内容の定着が不十分な児童生徒に対して、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じる。

## (3) 学校行事について

学校行事は、児童生徒の学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討することが重要です。その際、PTA 役員会や学校運営協議会と連携・共働して、開催する時期、場所や時間、開催方法等について工夫することが重要です。

《各学校行事における工夫の例》 ※例であり各学校の実態に応じ適切に判断することが重要

### ◆ 儀式的行事（新入生との対面式など）

- ・ 当面の間、全校児童生徒及び教職員が体育館等の屋内施設に、一堂に会することがないよう配慮する。
- ・ 校内放送（音声や映像など）を活用して実施、学校だよりに掲載する など

<p>◆ <b>文化的行事</b>（学習発表会，音楽会，クラブ発表会，文化祭など）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小グループやパートごとの練習を基本とし，全員で集まって練習する機会は，リハーサルのみとする。</li> <li>・ 学年ごとの発表を映像や音声にとり，校内放送で流す。 など</li> </ul>
<p>◆ <b>勤労生産・奉仕的行事</b>（校内美化活動や地域清掃など）活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大掃除について，日頃の清掃指導を徹底し，回数等を精選する</li> <li>・ 校外活動について，グループに分かれて時期や場所をずらして実施する。 など</li> </ul>
<p>◆ <b>遠足・集団宿泊的行事，旅行・集団宿泊的行事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バス等による移動に際して，車内の換気に留意し，マスクを着用し，余裕をもって座れるようにする。</li> <li>・ 宿泊体験学習や修学旅行の実施については，その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮し，延期扱いとすることを検討するとともに，時期については，感染防止対策を最優先として，学校や教育委員会等で適切に判断する。</li> </ul>
<p>◆ <b>健康安全・体育的行事</b>（健康診断，避難訓練，運動会など）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康診断について，保健室への入退室等について小グループごとにするなど，待ち時間が多くならないよう十分配慮する。</li> <li>・ 避難訓練や引き渡し訓練，防犯訓練などについて，各教室で事前指導を十分にを行い，時間をかけずに実施できるようにする。</li> <li>・ 運動会等の実施に当たっては，実施内容や方法（半日での開催等）検討する。</li> <li>・ 運動会等の実施内容（児童生徒が密集する運動，近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動など）を工夫する。</li> <li>・ 運動会等の開閉会式での児童生徒の整列，児童生徒による応援，保護者等の参観，児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても，一度に大人数が集まって人が密集しないよう工夫をするとともに，保護者等に対しても，手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。</li> </ul>

## 4 部活動の実施における留意点

部活動を実施するに当たっては、「三つの密」を徹底的に避けるとともに，分散登校の方法や趣旨の範囲内で，可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら，段階的に再開するものとする。その際，部活動に係る校務分掌において，教職員の業務量や意向を踏まえた配慮を行うなど，部活動が教職員に過度な負担とならないよう十分配慮する。

また，部活動は，生徒の自主的，自発的な参加により行われる活動であるが，生徒の健康・安全の確保のため，生徒だけに任せるのではなく，教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握に努めるものとする。

## (1) 部活動における感染防止について

- 密集せず、距離をとって行うよう工夫する。
- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用したりしないなどに留意するよう指導する。
- 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
- 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。使用後は、手洗いを徹底する。
- 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。  
また、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動・大声を出すような活動等は絶対に避ける。

## (2) 分散登校期間の実施の考え方

- 例えば、生徒を2つのグループに分けた上で、①午前または午後の時間帯に登校する方法により分散登校を実施する場合は、午後に登校するグループの生徒が授業終了後に、午前に登校するグループの生徒が授業開始前に、それぞれ実施することが考えられる。  
また、②特定の曜日に登校する方法（学年別）により分散登校を実施する場合は、それぞれの学年が登校する曜日に、実施することが考えられる。  
なお、分散登校の場合における部活動は、各部に所属する生徒全員が参加して行う活動ではないため、指導内容や方法を工夫する必要がある。  
※ ①の場合において、いわゆる「朝練」を奨励する趣旨ではない。
- 活動時間についても、分散登校の方法や趣旨を踏まえ、1時間程度とし、短時間で効率的な活動とすることが望ましい。

## (3) 活動計画等について

- 生徒本人と保護者の意向を十分に確認し、同意を得た上で活動する。  
その際、部活動の日時や実施内容をあらかじめ生徒や保護者に周知するとともに、活動への参加を強制することがないよう配慮する。
- 臨時休業期間中に生徒の体力等が低下している状況に鑑み、十分な準備運動を行うとともに、徐々に体を慣らしていくなど、短時間で段階的に指導し、生徒の怪我防止には十分に留意する。
- 練習試合、他校との合同練習については、体力が十分に回復した上で、慎重に判断する。

#### (4) 活動実施について

##### 〈活動前〉

- 活動前の健康観察を十分に行うとともに、体調がすぐれない生徒は速やかに下校するよう指導する。

##### 〈活動中〉

- 身体接触を伴う活動、近距離での会話や発声が行われる活動を避ける。
- こまめな休憩を挟み、その都度うがいや手洗いをを行うよう指導する。
- マスクを着用して実施する場合、呼気が激しくなるような運動・大声を出すような活動等は絶対に避ける。
- 活動中においても、健康観察を行い、生徒の健康状態を把握する。その際、体調がすぐれない生徒は速やかに下校するよう指導する。

### 5 「新しい生活様式」の実践について

新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が厚生労働省より示されました。

今後、福津市の児童生徒が、日常生活の中で取り入れ、自らの健康と安全を守る主体者として実践していくよう指導を継続していくことが求められます。

## 「新しい生活様式」の実践例

### ○ 一人ひとりの基本的感染対策

#### 感染防止の3つの基本

#### ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話する際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用。
- 家に帰ったらまず、手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える。  
シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。（手指消毒液の使用も可）

### ○ 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密閉、密集、密接）
- 毎朝の検温、健康観察。発熱又は風邪症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え

密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

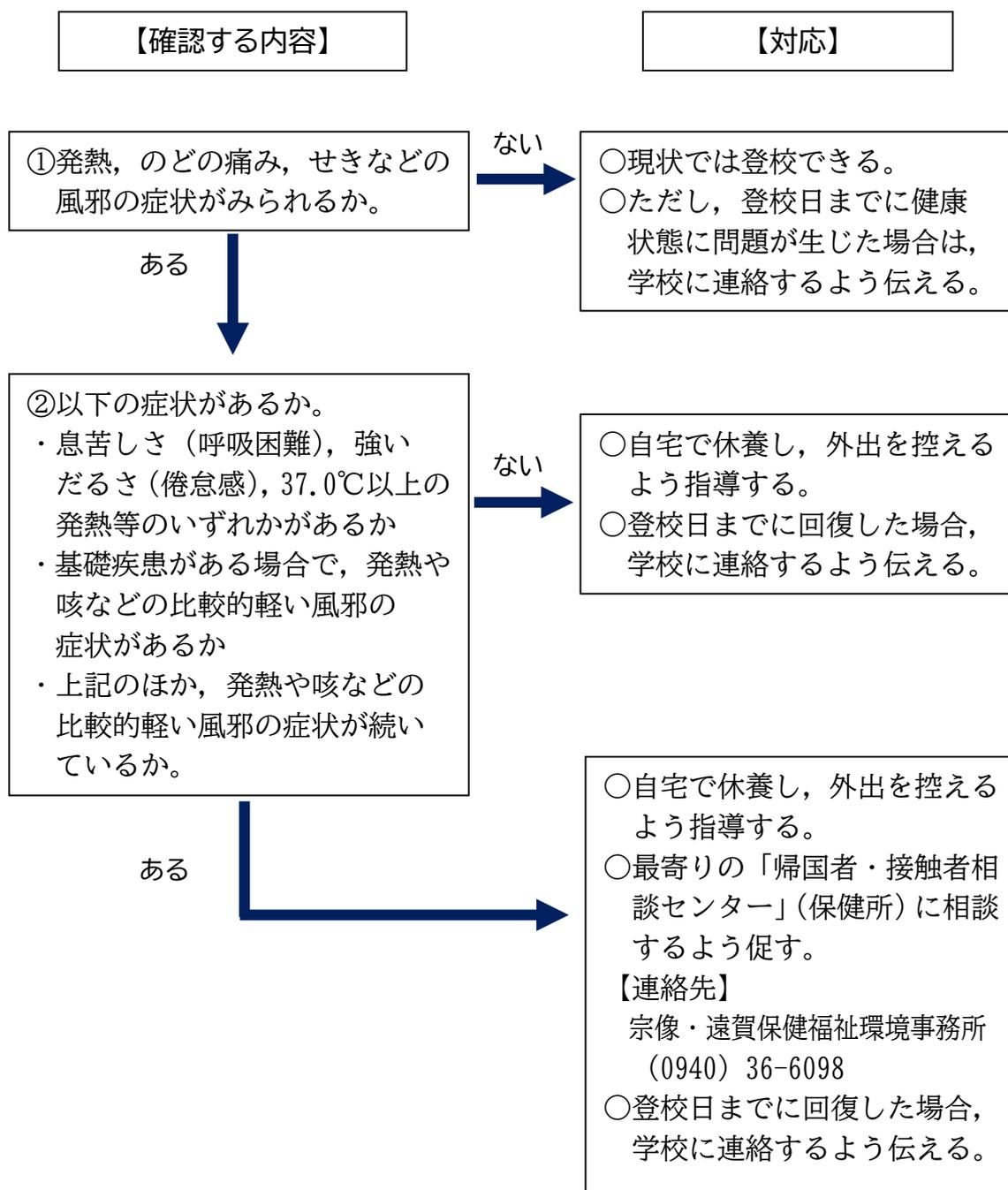
〈厚生労働省 HP より（抜粋）〉

# 《福津市版》 段階的な教育活動の再開に向けたロードマップ

宣言解除	18日	19日	20日	21日	22日	25日	26日	27日	28日	29日	6月1日～
登校日	学校ごとに設定										
校時程	午前 or 午後 (1～2時間程度)										
給食	実施しない										
登下校の形態	<b>分散登校を基本とする</b> ◆校種、学校規模に応じて <b>【形態】</b> ○ 学年別・学級別・学級を複数に分割 ○ 地区別、出席番号別 等 通常通り										
学習指導	○ 学習状況の把握 ○ 感染症に関する学習 (手洗い・咳エチケット等) ○ 補充のための授業 (未指導内容や家庭学習の学び直し・評価) ○ 感染防止のための少人数指導や学習活動の工夫 (ガイドライン参照) ○ 感染症に関する学習 (偏見・差別防止、新しい生活様式)										
生徒指導 教育相談	○ ストレスチェック ○ いじめアンケート 等 ○ 心のケア (担任・養護教諭、必要に応じてSCによる教育相談) ○ 個人面談、進路相談等										
部活動	再開のための準備期間										
その他	○ 保護者への学校保健管理体制の周知 ○ 教職員へのガイドライン周知・徹底 ○ 学校保健委員会の実施 (学校医・学校薬剤師と感染症対策や感染者が出た場合の対応について) ○ 保護者への児童生徒の状況報告・教育相談 (電話等) ※家庭訪問や保護者会等の代替として										
	実施										

## 登校日前における児童生徒等の健康状態確認チェックリスト

○ 以下の【確認する内容】を，教育活動再開に向けた登校日の前までに，電話等を通じ，児童生徒等本人又は保護者に確認すること



## 《福津市》 児童生徒等の感染が判明した場合等の対応

## (1) 基本的事項

① 児童生徒等が感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合、もしくは同居家族が濃厚接触者に特定された場合には、速やかに学校に連絡するよう、保護者に依頼しておく。  
その際、個人情報の取扱いには十分留意する。

② 児童生徒等が感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合に備え、学校において保健所<sup>※1</sup>等の窓口となる担当者を決めておくこと。

※1 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 (0940)36-6098

## (2) 児童生徒等の感染が判明した場合

① 児童生徒等本人や保護者から、学校に情報が入り次第、速やかに学校教育課に報告する。

② 保健所から、いきいき健康課に情報が入った場合は、学校教育課より学校に通知する。

③ 原則として、学校全体について学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業とする。

④ 臨時休業の期間については2週間を基準とする。

⑤ 当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止(治癒するまで)とする。

⑥ 他の児童生徒等への健康観察を徹底する。

⑦ 学校の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示がない場合には、当該児童生徒等の行動範囲を考慮し、次亜塩素酸ナトリウム等を使用して、校内の消毒を行う。学校の消毒等については、次亜塩素酸ナトリウム等を使用して、校内の消毒を行う。

⑧ 保健所が行う当該児童生徒等の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等の調査に協力する。

⑨ 必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

## (3) 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合

① 児童生徒等本人や保護者、保健所等から情報が入り次第、速やかに学校教育課に報告する。

② 当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止(感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を基準)の措置をとる。

③ 当該学校に係る臨時休業の必要性を判断するため、学校内における活動の態様、接触者の状況等、臨時休業の必要性に係る判断材料を収集し、保健所に臨時休業すべきかどうか相談の上、学校教育課と協議する。

④ 当該児童生徒等が新型コロナウイルスの検査を受け、陽性であることが判明した場合は、その後は(2)の取扱いとなる。

⑤ 他の児童生徒等への健康観察を徹底する。

⑥ 保健所が行う当該児童生徒等の経過観察に協力する。

#### (4) 児童生徒等の同居家族が濃厚接触者に特定された場合

- ① 児童生徒等本人や保護者等から情報が入り次第、速やかに学校教育課に報告する。
- ② 当該同居家族が、濃厚接触者として新型コロナウイルスの検査を受けた場合は、当該検査結果が判明するまで、自宅待機するよう指導する。  
その後、当該同居家族が陽性であることが判明した場合は、当該児童生徒等本人も濃厚接触者となる可能性が高いため、その後は(3)の取扱いとなる。
- ③ 当該同居家族について、濃厚接触者ではあるものの、体調に変化がないということで保健所から新型コロナウイルスの検査を案内されなかった場合についても、保健所の健康観察が継続する間は、自宅待機するよう指導する。
- ④ 他の児童生徒等への健康観察を徹底する。

#### (5) 教職員の感染が判明した場合における報告等の徹底について

上記(2)～(4)の取扱いに準じるものとする。

例

別添③

健康観察シート

年 組 氏名

- ※ 感染症対策のために、毎日の健康観察が大切です。毎朝体温を測り、体調の確認をしてください。
- ※ 発熱等の風邪症状がある場合は、自宅で休養し、必ず学校に報告してください。
- ※ 次の症状がある場合は、「重症化を防ぐ」「人に感染させない」ために、最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

【連絡先】宗像・遠賀保健福祉環境事務所 (0940) 36-6098

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、37.0℃以上の発熱等のいずれかがあるか。
- ・ 基礎疾患がある場合で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状があるか。
- ・ 上記のほか、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いているか。

月 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
曜 日														
体 温 (起床時)		℃		℃		℃		℃		℃		℃		℃
(平熱)		℃		℃		℃		℃		℃		℃		℃
体 調	のどの痛み													
	せき													
	だるさ													
	息苦しさ													
	その他													